



25健保医第299号
平成25年9月17日

介護保険課長 様

健康福祉局健康部保健医療課長

平成25年度高齢者を対象とした定期インフルエンザ予防接種の実施について

みだしのことについて、別添のとおり、今年度の高齢者を対象とした定期インフルエンザ予防接種事業を実施します。

つきましては、事業の円滑な実施にご配慮いただきますようお願いいたします。

（保健医療課感染症係
電話 972-2631）

平成 25 年度高齢者を対象とした定期インフルエンザ予防接種事業について

1 実施期間

平成 25 年 10 月 15 日（火）から平成 26 年 1 月 31 日（金）まで

※この期間以外に接種された場合はこの制度の対象にはなりません。

2 対象者

原則、名古屋市内に居住しており、次の（１）（２）のいずれかに該当する方

（１）接種日において満 65 歳以上の方

（２）接種日において満 60 歳以上 65 歳未満で次の①～④のいずれかの機能障害
（身体障害者手帳 1 級相当）のある方

①心臓機能障害

②じん臓機能障害

③呼吸器機能障害

④エイズウイルスによる免疫の機能障害

※（２）については身体障害者手帳の写しまたは医師の診断書が必要です。

3 接種回数

1 回（インフルエンザ HA ワクチン（3 価ワクチン）0.5ml）

4 接種場所等

市内インフルエンザ予防接種指定医療機関（約 1,400 医療機関）

接種の際、健康保険証等、被接種者の年齢、住所が確認できるものが必要です。

5 料 金

自己負担金（医療機関の窓口での徴収額）

1,000 円

※自己負担金免除制度があります。詳しくは「6 自己負担金免除制度」をご参照ください。

6 自己負担金免除制度

生活保護世帯、市民税非課税世帯に属する方及び中国残留邦人等に対する支援給付の受給者の名古屋市民が対象で、次の証明書類のうちいずれか 1 つを接種時に提出することにより自己負担金が免除される制度です。

（１）生活保護受給証明書の原本（各区福祉事務所で無料発行）

（２）市民税非課税確認書の原本（各区保健所で無料発行）

（３）平成 25 年度介護保険料納入通知書（名古屋市が発行したもので、かつ、保険料段階が第 1 段階、第 2 段階、第 3 段階又は第 4 段階のものに限る。）の写し

（４）中国残留邦人等に対する支援給付に係る本人確認証の写し

注 1）上記の対象者以外の生活保護世帯や市民税非課税世帯の方に対する接種費用の減免等の制度はありませんので、対象者以外への書類発行については十分ご注意ください。

注 2）個人の市民税・県民税証明書は証明書類となりませんので（２）の市民税非課税確認書の発行を受けるようご案内ください。

7 その他

（１）公害認定患者については、自己負担金助成制度があります。詳しくは環境局公害保健課（Tel972-2688）までお問い合わせください。

（２）その他、本事業にかかる詳細については各区の保健所又は名古屋市予防接種電話相談窓口（Tel972-3969）までお問い合わせください。